

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3059号)

令和6年4月18日

横情審答申第3059号

令和6年4月18日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子 正史

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和3年7月16日教職第134号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「教西指第389号 令和2年12月18日決定 横浜市中学校生徒指導要録」
の個人情報非訂正決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「教西指第389号 令和2年12月18日決定 横浜市中学校生徒指導要録」の個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年4月9日付で行った「教西指第389号 令和2年12月18日決定 横浜市中学校生徒指導要録」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 旧条例第34条第1項は、「何人も自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除も含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。
- (2) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第457号（平成18年5月25日）では、旧条例第34条第1項について、「本条は横浜市が保有する個人情報の内容の正確性を確保する趣旨に基づき、実施機関が保有する個人情報に事実の誤りがあった場合に、正確でない保有個人情報が行政目的に利用されることによって誤った評価や判断が行われ、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するために、個人情報の本人開示によって事実の誤りが確認された場合には、本人が当該保有個人情報の訂正を請求できることとしているものである。また、訂正請求は当該保有個人情報について「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものであり、ここでいう「事実」の誤りとは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項に

ついて、前記事実との間に不一致がある場合をいうものであり、「評価・判断」に関する事項には及ばないものと解すべきである。したがって、ある事実の選択及び当該事実に対する実施機関の評価・判断の内容そのものについての記述は、本条でいう「事実」の誤りには当たらず、訂正請求の対象とはならない。もっとも、評価の基準とされた行為の有無、評価に用いられたデータ等は、ここでいう事実該当する。」と判断している。

(3) 審査請求人は、本件個人情報訂正請求において以下の点の修正を求めている。

ア 「Ⅱ 評定」の欄に記載されている評定値の訂正

イ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の第1学年、第2学年及び第3学年の欄へ特定記述2点の追加

ウ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の第1学年の欄の一部記述の削除

(4) 上記(3)アの評定については、文部科学省初等中等教育局長通知（平成13年4月27日13文科初第193号）（以下「文部科学省通知」という。）中「指導に関する記録」の「2 評定」の項目において「・・・その実現状況を総括的に評価し、記入する。」とあること及び横浜市児童生徒指導要録記入の手引（平成23年1月改訂版。以下「手引」という。）において「評定の基本的要素である観点別学習状況の評価を総括して評価するのが評定である・・・」とあることから、「評価」に該当し、「事実」には該当しない。また、当該部分は、評価の基準とされた行為の有無にも評価に用いられたデータにも該当しない。

(5) 上記(3)イウの総合所見及び指導上参考となる諸事項については、各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見、特別活動に関する事実及び所見、行動に関する所見、進路指導に関する所見（中学校のみ）、児童生徒の特徴・特技、部活動（中学校のみ）、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項、児童生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見等を記入する旨が手引により示されている。さらに、手引では、「記入に際しては、児童生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることを基本とする」、「それぞれの項目ごとに児童生徒のよさや可能性、進歩の状況などを適切に評価し、その児童生徒のよさが浮きぼりとなるよう記入する」とされている。

この点、本件については、クラスでの係活動及び部活動の記載については「事実」が、

それ以外の部分については、いずれも生徒の優れている点や長所、進歩の状況に関する所見等が記載されており、後者はある事実の選択及び当該事実に対する評価・判断の内容そのものであることから、訂正請求の対象となる「事実」に該当しない。また、当該部分は、評価の基準とされた行為の有無にも評価に用いられたデータにも該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 「本件処分を訂正に変更する」との裁決を求める。
- (2) 「評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実にあたるため、訂正請求の対象となる。」と総務省のホームページに記載があり、本件は訂正請求の対象となる。
- (3) 評定という名の欄に記された数字は、評価でもなければ、判断でもないため、評価という行為も判断という行為も存在しない。数字の記述という事実であるため、この観点からも訂正請求の対象となる。
- (4) 教員らが裁量権を濫用・逸脱した違法な成績評価の方法を用いて「評定」として記入したものは、審査請求人の学習実態とは全く合致せず、事実でないと思料する。
- (5) 教員が書いた「総合所見及び指導上参考となる諸事項」は記述内容の選択に偏りがあり、記述内容に客観性が欠けている。
- (6) 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の第1学年、第2学年及び第3学年の欄へ特定記述2点の追加を求める。また、第1学年の欄の一部記述の削除を求める。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 指導要録に係る事務について

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条第1項は、「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（・・・児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の

原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。」と規定し、校長に指導要録の作成を義務付けている。

また、指導要録は、「児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもの」とされている。

実施機関では、文部科学省通知に基づき作成された手引において指導要録の様式や記入方法を規定している。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に係る指導要録である。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 保有個人情報の訂正請求権について、旧条例第34条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正・・・を請求することができる。」と規定している。

イ 訂正請求は、当該保有個人情報に「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものである。「事実」の誤りとは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項について、前記事実との間に不一致がある場合をいうものであり、「評価・判断」に関する事項には及ばないものと解すべきである。

ウ 審査請求人は、保有個人情報について、「Ⅱ 評定」の欄には学習実態とは全く合致していない評定値が記載されており、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の第1学年、第2学年及び第3学年の欄は記述内容の選択に偏りがあり、記述内容に客観性が欠けている旨主張し、実施機関は、いずれも文部科学省通知及び手引に基づいた評価・判断の記載であると主張している。

文部科学省通知及び手引によれば、「評定」欄の記載は「・・・その実現状況を総合的に評価し、記入する。」とされており、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄には「各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見」、「特別活動に関する事実及び所見」、「児童生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見」等を記入するとされている。

当審査会で本件保有個人情報を見分したところ、「Ⅱ 評定」の欄には当該生徒に係る教科ごとの評価の評定値が、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の第1学年、第2学年及び第3学年の欄には当該生徒に係る特長、学習状況及び態度等に関する事項が記録されている。

「Ⅱ 評定」の欄の記載は、手引にあるように生徒の学習の取組状況などを多面的に見つめ、総合的に評価した結果であり、「評価・判断」に関する事項であると認められる。また、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の第1学年、第2学年及び第3学年の欄の記載については、審査請求人の主張は、記載された事実が誤っている旨の主張ではなく、当該事実を取り上げることの当否に関する主張であり、教員が児童生徒の特長、学習状況及び態度等を記載することは「評価・判断」であると認められるため、訂正請求の対象となる「事実」には該当しない。

エ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

オ したがって、本件訂正請求には理由があるものと認めることはできない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 板垣勝彦、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 3 年 7 月 1 6 日	・ 実 施 機 関 か ら 諮 問 書 及 び 弁 明 書 の 写 し を 受 理
令 和 3 年 9 月 1 日	・ 実 施 機 関 か ら 反 論 書 の 写 し を 受 理
令 和 4 年 1 2 月 2 2 日	・ 審 査 請 求 人 か ら 意 見 書 を 受 理
令 和 6 年 2 月 1 5 日 (第 3 0 0 回 第 三 部 会)	・ 審 議
令 和 6 年 3 月 2 1 日 (第 3 0 1 回 第 三 部 会)	・ 審 議